

令和6事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公
社事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和6事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算を別紙のとおり提出し、報告する。

令和7年5月28日提出

鹿沼市長 松 井 正 一